

ま え が き

本県では、昭和57年に「かながわ女性プラン」を策定し、女性への暴力対策に取り組んできましたが、平成13年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の制定に伴い、平成14年には配偶者暴力相談支援センターを設置しました。また、平成18年に「かながわDV被害者支援プラン」を策定（平成21年改定）し、平成26年には「かながわDV防止・被害者支援プラン」と名称変更の上、5箇年計画で現在DVの防止やDV被害者の支援に取り組んでおります。

相談窓口に寄せられる相談件数は増加傾向にあり、男性からの相談が増加するとともに、その内容も多様化しています。

こうした状況を踏まえ、本県では、従来から行っている「男性被害者相談」に加え、「DVに悩む男性のための相談」を平成26年11月から実施していますが、今後、DVに悩む男性のための相談にどのように対応すべきか、また対応に当たってどのような点が課題となるかを探るために、このたび、県内市町村、都道府県に対する調査や、男性からのDV相談を実施している機関への聞き取り調査を行いました。

この調査結果報告書が、今後DVに関する男性相談実施の参考資料として、また、様々な施策を行う上での参考となれば幸いです。

最後になりましたが、お忙しい中、本調査にご協力いただきました市町村、都道府県及び、DV相談を実施している機関の皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

神奈川県立かながわ女性センター
館長 西井 たまえ

目次

[本編]

第1章 調査の概要

- 1 本調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 神奈川県の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 調査対象等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 神奈川県内市町村における男性相談の実施状況

I 調査結果

- 1 男性相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 男性DV相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

II 調査結果から確認されたこと

- 1 男性相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 男性DV相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第3章 都道府県における男性DV相談の実施状況

I 調査結果

- 1 男性DV相談窓口の設置状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 男性DV相談の実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3 男性DV相談の実施方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 4 男性DV相談に関する留意事項、課題等・・・・・・・・・・ 61

II 調査結果から確認されたこと

- 1 男性DV相談窓口の設置状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 男性DV相談の実施状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 3 男性DV相談の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 4 男性DV相談に関する留意事項、課題等・・・・・・・・・・ 75

第4章 男性DV相談実施機関に対するヒアリング調査

- 1 男性DV相談実施機関1 78
- 2 男性DV相談実施機関2 81

第5章 今後のあり方及び課題等への対応について

- 1 男性DV相談に関するあり方について 85
- 2 男性DV相談等に関する課題・留意点とその対応 88

[参考 調査票様式]

- 市町村調査票 93
- 都道府県調査票 106

本 編

本報告書についての留意事項

○用語の使い方

用語	使い方
DV(ドメスティック・バイオレンス)	「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用している。
DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のことである。
DVセンター	「配偶者暴力相談支援センター」のことである。
男性相談	「男性だけが相談できる相談」と「男性も女性も相談できる相談」をいう。
男性相談窓口	「男性だけが相談できる相談窓口」と「男性も女性も相談できる相談窓口」をいう。
男性DV相談	「男性だけが相談できるDV相談」と「男性も女性も相談できるDV相談」をいう。
男性DV相談窓口	「男性だけが相談できるDV相談窓口」と「男性も女性も相談できるDV相談窓口」をいう。
市町村	注釈がない場合は神奈川県内の市町村を言い、「7市町村」のように表記した場合は、「7」内に「市」、「町」、「村」のいずれもが含まれるものでなく、「7自治体」の意味である。
都道府県	「7都道府県」のように表記した場合は、「7」内に「都」、「道」、「府」、「県」のいずれもが含まれるものでなく、「7自治体」の意味である。

- 各設問の比率は、集計対象者数、又は設問該当対象者数に対する百分率(%)を表している。
- 百分率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記している。その結果、各回答の百分率の合計は、100.0%に一致しない場合がある。
- 図表中の「N」は集計対象者総数を、「n」は設問該当対象者数を示している。
- 調査結果をまとめるにあたって、「その他」の回答については、主な意見のみ記載している。また、記述による回答部分は、調査票の記載をかながわ女性センターが抜粋・要約したものである。